

岩手県監査委員告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づいて行った平成25年度の出納その他の事務の執行に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成26年12月2日

岩手県監査委員 柳村岩見
岩手県監査委員 高橋昌造
岩手県監査委員 吉田政司
岩手県監査委員 工藤洋子

1 監査対象団体、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象団体	監査執行年月日	担当監査委員
公益社団法人岩手県私学振興会	平成26年11月4日	柳村岩見 工藤洋子
岩手県北自動車株式会社	〃	高橋昌造 吉田政司
JRバス東北株式会社	〃	〃
社会福祉法人大洋会	〃	柳村岩見 工藤洋子
一般社団法人岩手県建設業協会	〃	高橋昌造 吉田政司
岩手県高等学校体育連盟	〃	〃

2 監査の結果 以上の団体については、おおむね良好と認められる。なお、次の団体について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

- (1) 社会福祉法人大洋会 備品の購入に当たり、勘定科目を誤っていたものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。
- (2) 岩手県高等学校体育連盟 いわたの学び希望基金被災地生徒運動部活動支援費補助金の支出に当たり、補助対象経費を誤っているものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。